

2 江教庶第32号
令和2年4月1日

江東区立学校（園）長 各位

江東区教育委員会事務局次長
武越 信昭

始業式・入学式以降の取扱いについて（通知）

（新型コロナウイルス感染症にかかる区立学校園の対応について（第六報））

令和2年3月24日に文部科学省より示された「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を踏まえて、区立学校園の運営等について、下記の通り取り扱うこととしましたので通知します。

各校園におかれましては、幼児・児童・生徒と保護者ならびに教職員に周知するとともに、引き続き感染症予防対策に万全を尽くすようお願いいたします。

記

1 始業式・入学式以降の学校再開について

3月30日に行われた都知事会見によると、現在、都内においては感染者数がさらに増加しており、感染者数の爆発的な増加を抑えられるかどうかの重大局面であるとされている。

こうした認識を前提として、各学校においては、以下の感染症対策を行うことが必要である。

① 基本的な感染症対策の実施

- ・健康状態の確認
- ・手洗い、咳エチケット等の徹底

② 集団感染リスクへの対応

- ・3つの密^{*}の条件が重なる場を避けること
- ・換気の徹底、マスクの使用等

※3つの密とは、換気の悪い空間（密閉）、手の届く距離に多くの人（密集）
近距離での会話（密接）の3条件を指す

このような対策を踏まえつつ、区では、始業式・入学式以降の学校再開等について、以下の通り実施するものとする。

- (1) 始業式・入学式については、当初予定日に規模を縮小して実施
- (2) 4月6日の週は、学年、時間を限定するなどして、午前中に登校日を一日設定する。また、給食はなしとする。
 - ※入学式前の新6年生の事前登校日は設定しない
 - ※登下校の時刻については、別紙1「保護者あて文書」等により周知すること
- (3) 4月13日(月)以降は臨時休業も視野に入れ検討しており、決まり次第通知する。

2 感染症対策に留意した指導について

- (1) 教職員は毎日検温を行い、健康観察シートを提出する
- (2) 校(園)長は、朝会等で職員の健康を確認の上、指導にあたる
- (3) 授業中は飛沫防止のためマスクまたは代用品の着用をする
- (4) 近距離での会話をできるだけさけるための話し合い等の活動を控える
- (5) 感染症対策が困難な一部の実技指導の指導時期を変更する
- (6) 休み時間をずらすなど、分散活動を実施する
 - ※詳細については、別紙2「江東区立学校感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」を参照

3 特別支援学級(知的障害等)の児童・生徒について

臨時休業となった場合において、特別支援学級(知的障害等)の児童・生徒は、やむを得ない事情がある場合、各小中学校に相談の上、各学校の学級にて、小中学年問わず受け入れる。支援は、特別支援学級の担当教員が行う。

4 きっずクラブの運営について

- (1) 保護者に対する周知について
 - ① 4月1日以降は、感染拡大防止に留意しながら、引き続き受け入れを行うが、新型コロナウイルス感染症の感染爆発の重大局面であることを都が示したことに鑑み、家庭で見守りが可能な場合は自宅での生活も検討してもらうようお願いする。
 - ② 保護者への周知については、3月31日にきっずクラブから入退室管理システムにて別紙「保護者あて文書」のとおり、メールを送付している。
- (2) 昼食時における学校施設の提供の協力について
きっずクラブの児童が昼食(弁当)をとる時に、近距離で接触することを避けるため、学校施設を活用できる場合は積極的に場を提供すること。
- (3) 今後の対応について
区立小学校が臨時休業になった場合は、一部休室も視野に入れ検討しており、具体的な方針等が決まり次第、別途通知する。

5 区立幼稚園について

臨時休業となった場合において、感染拡大防止の観点から、原則、幼児は自宅での生活を基本とするが、保護者の就労等により自宅などでの養育が困難な場合は、各園での受け入れを実施する。詳細については別途通知する。

6 その他

- (1) 学校施設開放は、すでに通知したとおり、4月12日（日）まで休止とする。なお、4月13日（月）以降の取扱いについては、担当課より別途通知する。
- (2) 部活動は、4月12日（日）まで、引き続きすべて中止とする。
- (3) 学校職員（県費負担教職員等）の勤務及びサービスの取扱いについては、過去に発出した通知の取扱いを当面の間継続する。
- (4) 学校職員（区費職員）にかかる4月1日以降のサービスの取り扱いについては、担当課より別途通知する。
- (5) 定期健康診査は、令和3年3月末までに実施することと文部科学省から通知されたため、各校において学校医と連携のもと、日程の見直しを行うこととする。なお、委託健診（心臓・腎臓）は、全日程を中止し、後日再調整を行う予定。
- (6) 臨時休業が延長されることも鑑み、登校日に自宅学習ができるよう教科書や副教材（ドリル・ワークテスト等）、プリント類の配布及び学習の指示が確実にできるよう準備を行うこと。
また、規則正しい生活や主体的に学習が進められるよう、「スケジュール表」を作成し、登校日に提出させるようにすること。
- (7) 4・5月の校外学習、宿泊行事については、基本的に延期とする。なお、4月に予定していた日光高原学園移動教室の实地踏査及び社会科見学（区内めぐり）实地踏査については、延期とする。
- (8) 5・6月の運動会については、基本的に延期とする。
- (9) 一斉連絡メールを活用して、全家庭と確実に連絡をとれる体制を至急、構築するとともに、ホームページでの情報発信を行うこと。
- (10) 夏季休業の短縮（7月末までの授業実施）も視野に入れ、年間行事の見直しを行うこと。
- (11) 4月6日の週のSTOPさんの配置においては、各校で必要な従事時間について、業務従事者のリーダーと確認を行い依頼すること。

【担当部署】

学校保健について	学務課 給食保健係長	瀧川	3647-9177
学校給食について	学務課 学校給食指導担当	檜垣	3647-9177
学校施設開放について	学務課 学事係長	喜多	3647-9174
教育活動について	指導室 統括指導主事	金指	3647-9179
教職員の勤務について	指導室 事務係長	森澤	3647-9178
部活動について	教育支援課 教育支援係長	中村	3647-9307
きっずクラブについて	地域教育課放課後支援係長	坂本	3647-9308
その他について	庶務課 教育政策調整係長	大田	3647-8542